

法人会 NEWS

令和5年2月20日発行

第103号



登米市米山町相撲場

米山町出身の第三代横綱 丸山権太左衛門の銅像がある道の駅米山には、土俵があり、令和4年度には「時津風相撲大会」や「宮城県高等学校相撲新人大会」、「東北高等学校相撲選抜大会」が行われました。

目 次

- P. 1 登米市米山町相撲場
- P. 2~3 法人会トピックス、会員企業リレー
- P. 4~5 令和5年度税制改正への提言
- P. 6 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 7 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 8 法人会トピックス

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

電子申告で効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

e-Taxを利用して所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

返却がスピーディ

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページをご確認ください。

イタックス 検索

法人会トピックス

令和五年新春講演会

『里山資本主義』著者 藻谷浩介氏を招く！



一月三十一日、(公社)登米法人会、
(一社)宮城県経営者協会登米支部、
登米市産業振興会の三団体共催によ
る新春講演会が三年ぶりに開催され
ました。

講師には、(株)日本総合研究所調査部
主席研究員の藻谷浩介氏をお招きし、
「ニッポンの地域力」と題し講演をい
ただきました。

講演では、平成合併前の全三「二〇〇
市町村、海外一一四ヶ国の訪問経験か
ら得た知識と調べ上げられたデータを
元に、クイズ形式仕立てとなつており
受講者も参加しながらの聽講となりま
した。

日本も地域も聞いているほど悪くは
ないですよ、なのにどうしてこんなに
景気が悪く人口が減るのか、その対策
は、という流れで進められました。

藻谷講師は、これまで累計七千回も
の講演をされてきたとの事で話し方も
内容も聴講者を魅了するもので九十分
があつと言う間に過ぎてしましました。
講演会終了後は、藻谷講師にもご参
加いただき、登米市長をはじめ関係機
関等からの来賓を交えた新春懇談会が
催されました。



登米市長・議会議長へ 令和5年度税制改正要望提言書を提出！

法人会では、全国約75万社の総意をもとに、令和5年度税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言し、その実現を強く訴えております。

12月9日、登米法人会でも、中小企業の活性化に配慮した税制の実現をめざし取り纏めた「令和5年度税制改正提言書」を熊谷登米市長、關登米市議会議長にそれぞれ提出し、要望の実現を訴えました。

令和5年度 税制改正に関するスローガン

(総論)

・ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、
税財政改革の実現を！

・適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！

・厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制を！

・中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

「安心・安全を モットーに！」



《豊里支部》
有限会社イトウ建材
代表取締役 伊藤 信市 氏

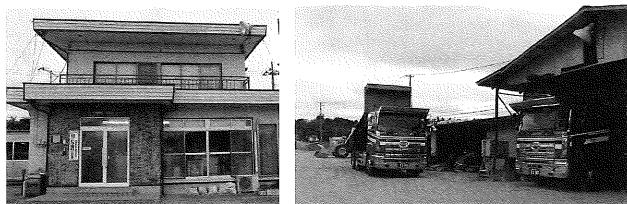
「国土交通省より認可を受けた『安全性優良事業所』として皆様から信頼していただいております」と話す、有限会社イトウ建材様を訪問しました。

昭和43年10月、砂・砂利販売業としてダンプ1台からスタートさせた現在の伊藤社長。高校3年生で公務員の職も内定していたが、車好きが高じて18歳で大型免許を取得。それがきっかけとなり、横浜で1年半修行した後、豊里に戻り、自分で起業することになった。仕事も順調に進んでいた頃、オイルショックの影響で仕事はあっても販売の制限がかけられたり、ガソリンがなかつたりと歯がゆい時期もあったが、何とか乗り越え昭和57年8月に法人化。取引先は、主に宮城・岩手県内で、川砂、洗砂（細砂・粗目砂）、碎石、玉砂利、庭石、庭園用青砕、庭園用山土、畑用山土と種類も豊富で多少にかかわらず販売してくれるという。今では、ダンプ類も十数台持ち、一般貨物運送事業、宮城・岩手産業廃棄物収集運搬、ガソリンスタンド営業と事業を拡大し、

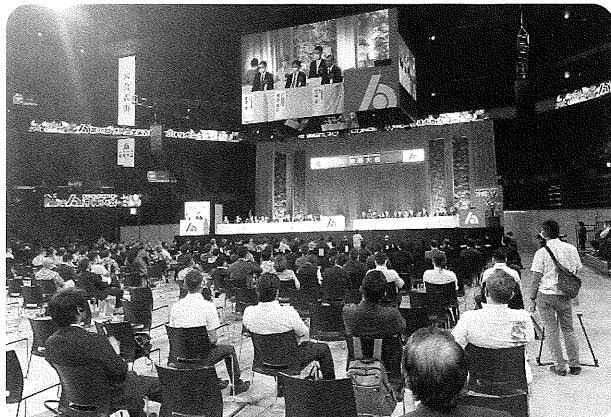
皆様に信頼される企業でありたいと精進してきた結果、平成19年1月に『安全性優良事業所』の認可を受けることができた。

伊藤社長は、震災事業も落ち着き、ここからが正念場。築き上げた信頼を裏切らないよう努めていきたいと思うし、しっかりと継承していくないと、お話し下さいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会 ● ビ ● クス 法人会 ● ビ ● クス 法人会 ● ビ ● クス



法人会 ● ビ ● クス 法人会 ● ビ ● クス 法人会 ● ビ ● クス



第36回法人会全国青年の集い 沖縄大会2022開催！

去る令和4年11月24日・25日、沖縄県那覇市に於いて、全国の青年部会員、約1,600名が集い開催されました。2日間に亘っての大会では、記念式典や記念講演、部長サミット等が行われた他、租税教育活動や健康経営について、全国の青年部会から選抜された単位会が事例発表を行いました。

当部会からは10名が参加。大変有意義な2日間であり、当部会の今後の活動にも活かしていきたいと話しておりました。

年末調整実務研修会を開催！

年末調整は、大部分の給与所得者が必要となる手続きであるため、適正な申告をしてもらう一助になればと11月11日・17日の2日間、迫公民館と登米祝祭劇場を会場に開催。今年度は、佐沼税務署・近藤上席徴収官よりキャッシュレス納付等の説明を受けた後、年末調整のしかたについては、佐沼税務署・源泉所得税担当の笹木氏がDVDを使用しながら注意点等を説明しました。その後、登米市役所・吉野市民税係より給与支払報告書の提出について説明がありました。

法人会 ● ビ ● クス 法人会 ● ビ ● クス 法人会 ● ビ ● クス

法人会 ● ビ ● クス 法人会 ● ビ ● クス 法人会 ● ビ ● クス

法人会 令和5年度税制改正 提言

ホストコロナの
経済再生と財政健全化を目指し、

税財政改革の実現を!

法人会は令和5年度税制改正に向けた提言をまとめ、実現を求めて、政府や関係省庁に活動を始めました。膨らみ続ける借金は膨大なものとなり、進む円安やロシアのウクライナ侵攻でエネルギー価格はじめ輸入原材料価格の高騰による物価高が進み、財政・経済とともに先行き不確実性が増しています。法人会は財政健全化とともに、ウイズコロナの時代に経営基盤が脆弱な中小企業への税財政や金融面からの実効ある対策を求めています。

I 税・財政改革のあり方

コロナ禍が最悪期を脱しウ

イルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にはつた時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。

我が国においても、少なくとも国債で賄つたコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

（1）コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなつたわけではない。このため、相応の

需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
（2）財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求められる。

（3）国债の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与える、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国债保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となつてている。

（4）生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

（5）少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。

現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。

医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

（1）年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、

「高所得高齢者の基礎年金額負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

（2）医療は産業政策的に成長

分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジエネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入つたが、欧米のように本格化はしていない。

このため、業種によつては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。

コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に發揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべ

きである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を

少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となつていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となつている適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

中小企業が承継できなく

額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となつていることから、適用期限を延長する。

(2) 相続税・贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対する要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なれば、経済社会の根幹が搖らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、歐州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般資産と切離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減する。

事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

なれば、経済社会の根幹が搖らぐことになる。

あなたの確定申告をサポートします

～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告で「医療費控除」や「寄附金控除（ふるさと納税など）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、国税庁ホームページに「確定申告特集ページを開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

【確定申告特集ページトップ画面】

■お役立ち情報の収集・申告書の作成！

確定申告特集ページでは、確定申告をされる方向けに以下の項目をご案内しております。

- ① 「よく見られるページ」に多くの方が知りたい「医療費控除」、「住宅ローン控除」、「ふるさと納税」の情報のほか、申告書の作成手順動画「動画で見る確定申告」を掲載しています。
- ② 「トピックス」にて、確定申告の便利なツールをご紹介しています。
- ③ 確定申告書は、「確定申告書作成コーナー」から申告を作成することができます。
- ④ ご質問は、「税務相談チャットボット」に相談することができます。
- ⑤ 確定申告の細かな情報は、「確定申告情報」の「e-Tax送信方法」や「申告の流れ、申告が必要な方」でご確認いただけます。



■自宅から、「スマホ」と「マイナンバーカード」で e-Tax！

- » マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォンがあれば、ご自宅で申告書の作成から e-Tax (ネット申告) による送信 (提出) がでて便利です。
- » スマホのカメラで給与の源泉徴収票を撮影すれば、金額などが自動で入力されます。
- » 1年間分の医療費の情報など、マイナポータル連携対象が拡大しました。



■確定申告が必要な方

次のような所得がある場合は、確定申告が必要な場合がありますので、申告漏れにご注意ください。



◇ 副業の利益



◇ 2以上の勤務先からの給与所得



◇ 暗号資産の売却等による利益



◇ 金地金の売却益



◇ 競馬などの公営競技の払戻金による利益

詳しくは ⇒

[確定申告](#)

[検索](#)

**自動車税種別割のトラブルが増えております！
～自動車税種別割は4月1日現在の所有者に課税されます～
所有者等の変更登録は3月31日までに済ませましょう！**

自動車税種別割は、毎年4月1日（午前0時）の時点で車検証（自動車検査証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は、使用者）が納める税金です。年度途中で他の人に名義変更された場合でも、4月1日現在の所有者が1年分の税金を納めることになります。移転登録を怠ったためにトラブルになることが増えており、自動車を譲り受けたり、手放したりした場合には、3月31日までに必ず名義変更を済ませましょう。

【自動車税種別割・トラブル防止5か条】

1 自動車を譲り受けた

自動車を友人などから譲り受けたときは、必ず移転の登録をしましょう。

- ・移転登録を怠ると、いつまでも旧所有者（譲渡者）に自動車税種別割が課税されます。

2 手放した自動車の納税通知書が届いた

自動車を譲り渡したり、下取りに出したりするときは、必ず移転の登録をしましょう。

- ・移転登録が4月以降にされた場合は、旧所有者に課税されます。

3 転居した

転居された方は、自動車（車検証）の住所変更の登録をしましょう。

- ・住民票を移しても車検証の住所は変わりません。

4 自動車が壊れて動かなくなった

壊れて動かなくなった場合には、抹消の登録をしましょう。

- ・抹消登録を怠っているといつまでも自動車税種別割が課税されます。

5 納税証明書を紛失した

納税証明書は車検証と一緒に保管しましょう。

- ・運輸支局において、自動車税種別割の納付の有無を電子的に確認しますので、未納がない場合には、継続検査時に納税証明書の提示を省略できます。

なお、自動車税種別割の納付後直ちに継続検査を受けるような場合には、県から運輸支局へのデータ送信が間に合いませんので、納税証明書の提示が必要となります。納税証明書を紛失し再発行が必要な場合には、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

※ 令和5年度自動車税種別割の納税通知書は、5月9日頃に発送予定です。

自動車税種別割の納付・証明書に関することは、東部県税事務所登米地域事務所まで

登米市迫町佐沼字西佐沼150番5号

TEL 0220(22)6114

自動車の登録に関することは、東北運輸局宮城運輸支局まで

仙台市宮城野区扇町3丁目3番15号

TEL 050(5540)2011

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

租税教育事業

第15回税に関する絵はがき 第10回税に関する標語

登米法人会では、次代を担う児童に対し、税は社会が成り立つための基本であることを啓発し、併せて、児童の家庭での納税意識の高揚を図ることを目的として、毎年、登米市内の小学6年生を対象に税に関する絵はがきと標語の募集を行っています。



(公社) 登米法人会長賞
豊里小学校 6年
志賀 凜香ちゃん



(公社) 登米法人会長賞
女性部会長賞
加賀野小学校 6年
伊藤 利音奈さん



佐沼税務署長賞
浅水小学校 6年
高橋 舞ちゃん

優秀作品を表彰

絵はがきは、6月1日から7月20日まで募集をし15校から297点の応募があり、厳選なる審査の結果、3点の入賞作品が決まりました。応募いただいた全作品は、佐沼税務署内の確定申告会場に掲示をしご披露致します。

また、標語は、9月21日から10月21日まで募集をし20校より537点の応募があり、厳選なる審査の結果、最優秀賞・2点、優秀賞・12点、優良賞・21点、佳作・20点の入賞作品が決まり、11月11日～17日の『税を考える週間』中、イオンタウン佐沼内にパネル展示をしご披露致しました。

どちらも入賞した児童の皆さんには、賞状等を差し上げ表彰致しました。

最優秀賞

公益社団法人登米法人会長賞

加賀野小学校 6年 工藤 真仁さん



「一人一人の税金がみんなを支える大きな力」

最優秀賞

登米市税務関係団体協議会長賞

佐沼小学校 6年 齊藤 悠希さん



「税金を 納めるあなたへ 金メダル」



イオンタウン佐沼内にパネル展示

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

令和4年分

会社役員のための 確定申告 実務ポイント



公益財団法人 全国法人会連合会

A4判 二十一ページ
(表紙:カバー、本文:2色)



会社役員の確定申告のポイントをわかりやすく解説している標題のテキストを必要な方に無料で差し上げます。
面倒限りとなりますが、お一人様一冊までとさせていただきます。
必要な方は、事前に登米法人会名(お名前)・連絡先電話番号・必要冊数をご連絡の上、事務所までお越しいただき取りをお願い致します。

「令和4年分
会社役員のための確定申告
実務ポイント
無料進呈!!」

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス